

株式会社トリドールホールディングスに対する勧告について

令和 8 年 9 月 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社トリドールホールディングス（以下「トリドールホールディングス」という。）に対し、改正前の下請法^{（注1）}第7条第2項^{（注2）}及び改正後の取適法第10条第1項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	8140001028201
名称	株式会社トリドールホールディングス
本店所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
代表者	代表取締役 栗田 貴也
事業の概要	食品の販売等
資本金	54億6507万8899円（令和8年6月9日現在）
違反事実の概要	トリドールホールディングスは、卸売業者を介して受注者（下請事業者又は中小受託事業者）37名に対し、自社が子会社に販売する食品の製造を委託したところ、令和6年8月から令和8年7月までの間、当該委託に係る代金の額から「システム利用料」の名目で、例外なく一律に当該代金の額に1.1パーセントを乗じて得た額を減じた（このうち令和6年8月から令和7年12月までに減じた額は、1億4741万1330円である。）。
主な勧告の内容	受注者37名に対し、それぞれ次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。 ① 下請代金の額から減じた額（1億4741万1330円を含む。） ② 製造委託等代金の額から減じた額及び当該額に対する改正後の取適法第6条第2項に基づく遅延利息の額
違反法条	① 改正前の下請法第4条第1項第3号（代金の減額の禁止） ② 改正後の取適法第5条第1項第3号（代金の減額の禁止）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第三取適上席
電話 03-3581-5534（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(注１) 下請代金支払遅延等防止法(昭和３１年法律第１２０号)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和７年法律第４１号。以下「改正法」という。)により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正後の取適法」という。)となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

(注２) 「改正前の下請法第７条第２項」とは、改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第７条第２項をいう。

※ 令和７年１２月までになされた製造委託等にあつては、改正前の下請法が適用され、令和８年１月以降になされた製造委託等にあつては、改正後の取適法が適用される。本公表文においては、内容に応じて適当な字句を用いている。

改正前の下請法		改正後の取適法
下請代金		製造委託等代金
親事業者		委託事業者
下請事業者		中小受託事業者

株式会社トリドールホールディングスに対する勧告（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(株)トリドールホールディングス

製造委託の内容 (株)トリドールホールディングスが自社の子会社に販売する食品の製造

発注を依頼

卸売業者

依頼に基づき発注

受注者 37名

違反行為の概要

(株)トリドールホールディングスは、令和6年8月から令和8年7月までの間、**受注者の責めに帰すべき理由がない**のに、システム利用料の名目で例外なく一律に下請代金・製造委託等代金から **1.1%** 相当額を **減額（下請法違反・取適法違反）**（うち令和6年8月から令和7年12月までに減じた額は、**約1億4741万円**）

□ 令和8年1月以降に減じた額には、**年14.6%** の遅延利息が発生 **改正事項(令和7年改正)**



公正取引委員会による勧告の内容

- 受注者に対し、それぞれ次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
 - ・ 下請代金の額から減じた額（下請法）
 - ・ 製造委託等代金の額から減じた額及び遅延利息の額（取適法）
- 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないことを取締役会の議決で確認すること など

改正事項(令和7年改正)

- 用語の変更
法令名が「下請法」から「取適法」に改称されるとともに、「親事業者」「下請事業者」と呼称されていた事業者は、「委託事業者」「中小受託事業者」と呼称されることになった。
- 遅延利息の適用拡大
遅延利息の対象を拡大し、減額をした委託事業者は減じた額について年14.6%の遅延利息の支払義務を負うこととされた（取適法第6条第2項）。

受託取引の認定

(株)トリドールホールディングスが製造委託の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額等）を決定していたことから、事務手続の代行を行っていたにすぎない卸売業者ではなく、(株)トリドールホールディングスが委託事業者となる。

基本的考え方

- 「委託」…事業者が、他の事業者に対し、その給付に係る仕様、内容等を指定して一定の行為を依頼すること。
- 商社が本法の資本金基準又は従業員基準を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、**製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が中小受託事業者となる。**
▶ 取適法テキスト(令和7年11月)24頁Q1①

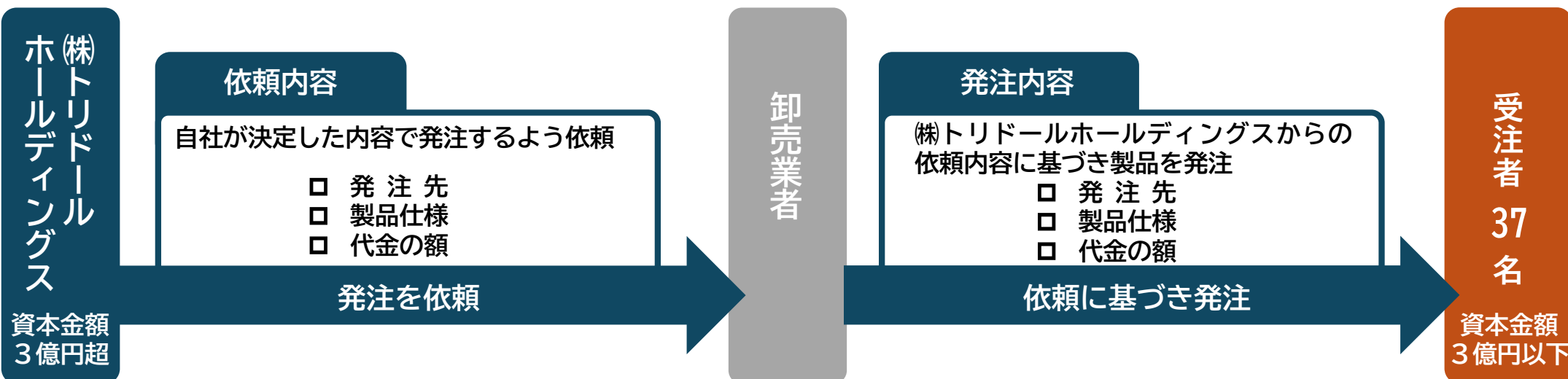
本件の事実関係

- 本件の卸売業者は、発注内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（発注業務、代金の請求、支払等）を行ったにすぎない。
- **発注内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額等）を決定したのは、(株)トリドールホールディングスであった。**

委託事業者の認定

受注者37名に対し、仕様、内容等を指定して食品の製造を委託したのは……

- × 卸売業者
- (株)トリドールホールディングス



違反行為の認定

(株)トリドールホールディングスが受注者37名に対し下請代金・製造委託等代金を支払う際、システム利用料の名目で例外なく一律に製造委託等代金の額からその1.1%相当額が差し引かれるような方法（下図参照）を採っていたことから、(株)トリドールホールディングスが下請代金・製造委託等代金の額を減じたものと認定された。

取決めの概要

- 卸売業者は、(株)トリドールホールディングスに無償で情報システムを利用させること。
- 卸売業者は、製造委託等代金の額の1.1%相当額を受注者から「システム利用料」の名目で徴収すること。
- 卸売業者は、(株)トリドールホールディングスに対し、徴収額の一部を支払うこと。

卸売業者

受注者
37名

「システム利用料」の名目で製造委託等代金の額の1.1%相当額を差し引くことを説明

製造した食品を納品

製造委託等代金相当額の支払

製造委託等代金から1.1%相当額を差し引いて支払

1.1%相当額の一部を(株)トリドールホールディングスに支払

(株)トリドールホールディングス

1 関係法令の概要

参 考

(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

委託事業者		中小受託事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 300 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 300 人以下 （個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 100 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 100 人以下 （個人を含む。）

なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に出託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に出託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二～六 （略）

10 （略）

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一・二 （略）

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（遅延利息）

第六条

1 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなけ

ればならない。

（勧告）

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）

公取適第1083号
令和8年9月9日

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
株式会社トリドールホールディングス
同代表者 代表取締役 栗田貴也

公正取引委員会
同代表者 委員長 茶谷栄治

勧告書

公正取引委員会は、株式会社トリドールホールディングス（以下「トリドールホールディングス」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第2項及び改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の中小受託取引適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 トリドールホールディングスは、別表の「受注者」欄記載の事業者37名に対し、それぞれ次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
 - (1) 令和6年6月頃から令和7年12月までの間になされた食品の製造の委託に関し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該委託に係る代金の額から減じた額（別表の「減じた額」欄記載の計1億4741万1330円を含む。）

(2)ア 令和8年1月から令和8年5月頃までの間になされた食品の製造の委託に関し、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該委託に係る代金の額から減じた額

イ 前記アの代金の額を減じた日又は別表の「受注者」欄記載の事業者37名の給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日から前記アの減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た額

2 トリドールホールディングスは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

(1)ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額から当該額に一定率を乗じて得た額を減じた行為は、改正前の下請法第4条第1項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額から当該額に一定率を乗じて得た額を減じた行為は、改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(2) 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと

3 トリドールホールディングスは、今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずることがないように、自社の発注担当者に対し改正後の中小受託取引適正化法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

4 トリドールホールディングスは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）

の内容

(2) 前記 1 から 3 までに基づいて採った措置

5 トリドールホールディングスは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）

の内容

(2) 前記 1 から 4 までに基づいて採った措置

6 トリドールホールディングスは、前記 1 から 5 までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第 1 事実

1 (1) ア トリドールホールディングスは、肩書地に本店を置き、食品の販売等を行う事業者であるところ、令和 6 年 6 月頃から令和 8 年 5 月頃までの間に、食品等の卸売業を営む事業者（以下「本件卸売業者」という。）に対し、自社が子会社に販売する食品（以下「本件食品」という。）の製造を、トリドールホールディングスが指定した本件食品の仕様、代金の額その他の取引条件で、別表の「受注者」欄記載の事業者 37 名（以下「本件受注者」という。）に対して委託するよう依頼した。

イ 本件卸売業者は、前記アの依頼に基づき、トリドールホールディングスが指定したとおりの取引条件を定めて、令和 6 年 6 月頃から令和 7 年 12 月までの間及び令和 8 年 1 月から同年 5 月頃までの間に、本件受注者に対して本件食品の製造を委託した。

(2) 前記(1)イの委託の当時、トリドールホールディングスは資本金の額が 3 億円を超える法人たる事業者であり、本件受注者は資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者であった。

2 (1) ア トリドールホールディングスは、本件卸売業者が提供する受発注機能等を有する情報システム（以下「本件システム」という。）を利用して本件受注者と取引を行っていた。トリドールホールディングスは、本件システムの利用について、本件卸売業者との間で、本件卸売業者はトリドールホールディングスに対して本件システムを無償で利用させること、本件卸売業

者は「システム利用料」の名目で当該取引に係る代金の額に1.1パーセントを乗じて得た額（以下「本件差引額」という。）を本件受注者から徴収すること、本件卸売業者はトリドールホールディングスに対して本件差引額の一部を支払うこと等をそれぞれ取り決めるとともに、本件受注者に対し、「システム利用料」の名目で本件差引額を本件卸売業者に支払うべきことを説明していた。

イ 前記アの取決め等の下、本件受注者と本件卸売業者との間にあっては、本件卸売業者が本件受注者から代金の請求を受け次第、当該代金の額から本件差引額を差し引いた額を支払うことにより、本件卸売業者とトリドールホールディングスとの間にあっては、本件卸売業者がトリドールホールディングスから当該代金の額に相当する額の支払を受けるとともに、本件差引額の一部を支払うことにより清算する方法が採られていた。

(2) トリドールホールディングスは、前記1(1)イの委託のうち

ア 令和6年6月頃から令和7年12月までの間になされたものに係る代金の支払について前記(1)イの方法を採ることにより、令和6年8月から令和8年7月までの間、例外なく一律に当該代金の額から本件差引額を差し引き

イ 令和8年1月から同年5月頃までの間になされたものに係る代金の支払について前記(1)イの方法を採ることにより、令和8年3月頃から同年7月までの間、例外なく一律に当該代金の額から本件差引額を差し引いており、このうち令和6年8月から令和7年12月までに差し引いた本件差引額は別表の「減じた額」欄記載の計1億4741万1330円である。

第2 法令の適用

前記事実によれば

- 1 トリドールホールディングスは、改正前の下請法第2条第1項に規定する製造委託をした事業者であり、改正前の下請法第2条第7項第1号に規定する親事業者該当し、本件受注者は改正前の下請法第2条第8項第1号に規定する下請事業者該当するところ、トリドールホールディングスの前記第1の2(2)アの行為は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じたものであり、改正前の下請法第4条第1項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反し

2 トリドールホールディングスは、改正後の中小受託取引適正化法第2条第1項に規定する製造委託をした事業者であり、同条第8項第1号に規定する委託事業者該当し、本件受注者は同条第9項第1号に規定する中小受託事業者該当するところ、トリドールホールディングスの前記第1の2(2)イの行為は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じたものであり、改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第3号に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、トリドールホールディングスに対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項及び改正後の中小受託取引適正化法第10条第1項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】